

優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）の一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後						現 行					
<p>1. 規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(4) 規則第5条第7号  <u>自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士（以下「整備士」という。）の数及びその工員中に占める割合（別紙により判定すること。）</u></p>						<p>1. 規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(4) 規則第5条第7号  <u>自動車整備士</u>の数及びその工員中に占める割合（別紙により判定すること。）</p>					
別 紙						別 紙					
第1表 一種整備工場及び二種整備工場						第1表 一種整備工場及び二種整備工場					
種別	番号	認定の種類 要目	一種 整備工場	二種 整備工場	備 考	種別	番号	認定の種類 要目	一種 整備工場	二種 整備工場	備 考
A	1	工員数	10人以上	<u>4人以上</u> ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、 <u>5人以上</u>		A	1	工員数	10人以上	<u>5人以上</u>	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）		2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち <u>整備士数</u>

				の数	
	3	整備士保有率	1 / 3 以上	1 / 3 以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B	1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6以上	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
	2	その他の作業場	◎	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
	3	車両置場	a × 0.3 以上	a × 0.3 以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積
	4	完成検査場	◎	◎	屋内 指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共用設備を使用する場合を含む。）は、当該完成検査場で足りる。
C	1	卓上ボール盤	○	—	
	2	シャシ・ルブリケータ	○	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要
	3	オイル・バケツトポンプ	○	○	
	4	ホイール・バランサ	○	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要
	5	フリー・ローラ	△	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであっても可）。
D	1	バルブ・シート・グラインダ	○	—	
	2	バルブ・リフエーサ	○	—	
	3	バルブ・リフタ	○	—	
	4	シリンダ・ゲージ	○	—	
	5	コンロッド・ア	○	—	

	3	整備士保有率	1 / 3 以上	1 / 3 以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B	1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6以上	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
	2	その他の作業場	◎	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
	3	車両置場	a × 0.3 以上	a × 0.3 以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積
	4	完成検査場	◎	◎	屋内 指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共用設備を使用する場合を含む。）は、当該完成検査場で足りる。
C	1	卓上ボール盤	○	—	
	2	シャシ・ルブリケータ	○	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要
	3	オイル・バケツトポンプ	○	○	
	4	ホイール・バランサ	○	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要
	5	フリー・ローラ	△	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであっても可）。
D	1	バルブ・シート・グラインダ	○	—	
	2	バルブ・リフエーサ	○	—	
	3	バルブ・リフタ	○	—	
	4	シリンダ・ゲージ	○	—	
	5	コンロッド・ア	○	—	

	ライナ			
	6 スプリング・テスト	○	—	
	7 ラジエータ・キャップ・テスト	○	○	
	8 マイクロ・メータ	○	—	
E	1 メガー	○	—	
	2 レギュレータ・テスト	○	○	
	3 コンデンサ・テスト	○	○	自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要
	4 コイル・テスト	○	○	同上
	5 電子計測装置	△	△	オシロスコープ等
F	1 溶接器	○	—	
G	1 検車装置	○	○	検車台、ピット、リフト等
	2 ホイール・アライメント・テスト又はサイド・スリップ・テスト	△	—	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
	3 ブレーキ・テスト	△	—	
	4 前照灯試験機	△	—	
	5 音量計	△	—	
	6 速度計試験機	△	—	
	7 黒煙測定器	△	—	ジーゼル自動車を対象としない場合は不要

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。  
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  
4. 当該事業場に設置されたサーキット・テストがレギュレータ・テスト、コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。

第4表 特殊整備工場（原動機整備作業）

分類番号	設備等	基準	備考
A	1 工員数	7人以上	自動車用原動機整備作業に従事する工員数
	2 整備士数	1人以上	二級自動車シャシ整備士、三級自動車シャシ

	ライナ			
	6 スプリング・テスト	○	—	
	7 ラジエータ・キャップ・テスト	○	○	
	8 マイクロ・メータ	○	—	
E	1 メガー	○	—	
	2 レギュレータ・テスト	○	○	
	3 コンデンサ・テスト	○	○	自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要
	4 コイル・テスト	○	○	同上
	5 電子計測装置	△	△	オシロスコープ等
F	1 溶接器	○	—	
G	1 検車装置	○	○	検車台、ピット、リフト等
	2 ホイール・アライメント・テスト又はサイド・スリップ・テスト	△	—	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
	3 ブレーキ・テスト	△	—	
	4 前照灯試験機	△	—	
	5 音量計	△	—	
	6 速度計試験機	△	—	
	7 黒煙測定器	△	—	ジーゼル自動車を対象としない場合は不要

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。  
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  
4. 当該事業場に設置されたサーキット・テストがレギュレータ・テスト、コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。

第4表 特殊整備工場（原動機整備作業）

分類番号	設備等	基準	備考
A	1 工員数	7人以上	自動車用原動機整備作業に従事する工員数
	2 整備士数	1人以上	二級自動車シャシ整備士及び三級自動車シャシ

			整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。	
B	1	原動機分解組立作業場	20m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場
	2	原動機部品整備作業場	60m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の単体部品の機械加工作業等を行う屋内作業場
	3	その他の屋内作業場	◎	溶接、鍛冶等を行う作業場
	4	受注品置場	a × 0.1 以上	受注品を収容する場所であつて、うち完成品を格納する場所は屋内に限る。 a は原動機分解組立作業場及び原動機部品整備作業場の面積の和を示す。
	5	屋内完成検査場	◎	完成品の検査を行う場所
	6	洗浄場	◎	自動車用原動機の洗浄を行う場所
C	1	シリンダ・ボーリング・マシン	○	
	2	シリンダ・ホーニング・マシン	○	
	3	サーフェース・グラインダ	○	平面切削盤を含む。
	4	クランクシャフト・グラインダ	○	
	5	ライン・ボーリング・マシン	○	
	6	コンロッド・グラインダ	○	
	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グラインダ	○	
	9	バルブ・リフェーサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい。
	3	プレス	○	能力が 19.6kN (2tf) 以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力 9.8kN (1tf) 以上のもの
	3	作業台	○	縦 1メートル以上、横 1.5メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦 500 ミリメートル以上、横 700 ミリメートル以上、深さ 150 ミリメートル以上で台付の

				シ整備士を除く。
B	1	原動機分解組立作業場	20m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場
	2	原動機部品整備作業場	60m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の単体部品の機械加工作業等を行う屋内作業場
	3	その他の屋内作業場	◎	溶接、鍛冶等を行う作業場
	4	受注品置場	a × 0.1 以上	受注品を収容する場所であつて、うち完成品を格納する場所は屋内に限る。 a は原動機分解組立作業場及び原動機部品整備作業場の面積の和を示す。
	5	屋内完成検査場	◎	完成品の検査を行う場所
	6	洗浄場	◎	自動車用原動機の洗浄を行う場所
C	1	シリンダ・ボーリング・マシン	○	
	2	シリンダ・ホーニング・マシン	○	
	3	サーフェース・グラインダ	○	平面切削盤を含む。
	4	クランクシャフト・グラインダ	○	
	5	ライン・ボーリング・マシン	○	
	6	コンロッド・グラインダ	○	
	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グラインダ	○	
	9	バルブ・リフェーサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい。
	3	プレス	○	能力が 19.6kN (2tf) 以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力 9.8kN (1tf) 以上のもの
	3	作業台	○	縦 1メートル以上、横 1.5メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦 500 ミリメートル以上、横 700 ミリメートル以上、深さ 150 ミリメートル以上で台付の

			もの
	5	エア・コンプレッサ	○
	6	洗浄機器	○
	7	運搬機器	○
	1	シリンダ・ゲージ	○
	2	マイクロ・メータ	○
	3	ダイヤル・ゲージ	○
	4	ノギス	○
	5	シツクネス・ゲージ	○
	6	フィーラ・ゲージ	○
	7	直定規	○
	8	定盤	○
F	9	表面アラサ測定機	○
	10	コンロッド・アライナ	○
	11	ノズル・テスト	○
	12	コンプレッション・ゲージ	○
	13	エンジン・タコ・テスト	○
	14	バキューム・ゲージ	○
	15	タイミング・ライト	○
	16	バルブ・スプリング・テスト	○
	17	温度計	○
	18	燃料消費計	○
	1	バルブシート・カッタ	○
	2	トルク・レンチ	○
G	3	作業用工具	○
	4	バルブ・リフタ	○
	5	ベアリング・レース・	○

			もの
	5	エア・コンプレッサ	○
	6	洗浄機器	○
	7	運搬機器	○
	1	シリンダ・ゲージ	○
	2	マイクロ・メータ	○
	3	ダイヤル・ゲージ	○
	4	ノギス	○
	5	シツクネス・ゲージ	○
	6	フィーラ・ゲージ	○
	7	直定規	○
	8	定盤	○
F	9	表面アラサ測定機	○
	10	コンロッド・アライナ	○
	11	ノズル・テスト	○
	12	コンプレツション・ゲージ	○
	13	エンジン・タコ・テスト	○
	14	バキューム・ゲージ	○
	15	タイミング・ライト	○
	16	バルブ・スプリング・テスト	○
	17	温度計	○
	18	燃料消費計	○
	1	バルブシート・カッタ	○
	2	トルク・レンチ	○
G	3	作業用工具	○
	4	バルブ・リフタ	○
	5	ベアリング・レース・	○

	プーラ		
	6 ギヤ・プーラ	○	
H	1 亀裂点検装置	○	磁気探傷器、けい光探傷器、染色探傷器または、いぶし検査用具（ガスバーナ又はトーチランプ）など。
	2 水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	3 噴射ポンプ・テスト	○	
	4 原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

(注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していなければならない。  
 2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

	プーラ		
	6 ギヤ・プーラ	○	
H	1 亀裂点検装置	○	磁気探傷器、けい光探傷器、染色探傷器または、いぶし検査用具（ガスバーナ又はトーチランプ）など。
	2 水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	3 噴射ポンプ・テスト	○	
	4 原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

(注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していなければならない。  
 2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等についての一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>2. 優良自動車整備事業者認定の基準の解釈について</p> <p>2-3 工員 常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。 <u>なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。</u></p> <p>2-7 整備士 <u>自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）をいう。</u>また、<u>自動車整備士の数は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。</u></p> <p>2-8 屋内現車作業場</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（<u>音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び黒煙測定器により行う検査を除く。</u>）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p>	<p>2. 優良自動車整備事業者認定の基準の解釈について</p> <p>2-3 工員 常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p> <p>2-7 整備士 自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、<u>特種整備士は含まない。</u>また、<u>整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。</u></p> <p>2-8 屋内現車作業場</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（<u>一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器により行う検査を除く。</u>）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p>

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）の一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領</p> <p>2. 指定自動車整備事業の指定基準</p> <p>(1) 設備、技術及び管理組織</p> <p>法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次のアからクまでの基準により判定すること。この場合において、イのi及びv、ウのv、カ、キのii及びiiiについては、別添2により判定すること。</p> <p>カ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「<u>検定規則</u>」という。）による自動車整備士（以下「<u>整備士</u>」という。）を相当数有し、その種別員数の均衡がとれていることについては、<u>整備士</u>の数及びその工具中に占める割合（別添2により判定）。</p>	<p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領</p> <p>2. 指定自動車整備事業の指定基準</p> <p>(1) 設備、技術及び管理組織</p> <p>法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次のアからクまでの基準により判定すること。この場合において、イのi及びv、ウのv、カ、キのii及びiiiについては、別添2により判定すること。</p> <p>カ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「<u>技能検定規則</u>」という。）による自動車整備士を相当数有し、その種別員数の均衡がとれていることについては、<u>自動車整備士</u>の数及びその工具中に占める割合（別添2により判定）。</p>
<p>別添1</p> <p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。（法第79条第1項、第2項及び第3項）</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面</p> <p>ii 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第5号及び第6号）  <u>検定規則</u>の規定による一級、二級又は三級の<u>整備士</u>の技能検定に合格している者の種別別の数及び分解整備に従事する従業員の数</p> <p>3. 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりと</p>	<p>別添1</p> <p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。（法第79条第1項、第2項及び第3項）</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面</p> <p>ii 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第5号及び第6号）  <u>技能検定規則</u>の規定による一級、二級又は三級の<u>自動車整備士</u>の技能検定に合格している者の種別別の数及び分解整備に従事する従業員の数</p> <p>3. 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりと</p>



する。(施行規則第 62 条の 2 の 2 第 2 項)

(2) 添付書面

整備主任者の選任の届出の場合には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の 2 の 2 第 5 項に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面

II. 指定自動車整備事業者関係

1. 指定規則第 1 条第 1 項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第 1 条第 2 項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第 1 条第 1 項及び第 2 項)

(1) 記載事項

⑩ 優良自動車整備事業者の認定（特殊整備工場の認定を除く。）を受けていない者にあつては、次の事項

iv 検定規則の規定による一級、二級又は三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び分解整備に従事する従業員の数

する。(施行規則第 62 条の 2 の 2 第 2 項)

(2) 添付書面

整備主任者の選任の届出の場合には、自動車整備士技能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の 2 の 2 第 3 項に基づく一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していることを証する書面

II. 指定自動車整備事業者関係

1. 指定規則第 1 条第 1 項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第 1 条第 2 項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第 1 条第 1 項及び第 2 項)

(1) 記載事項

⑩ 優良自動車整備事業者の認定（特殊整備工場の認定を除く。）を受けていない者にあつては、次の事項

iv 検定規則の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び分解整備に従事する従業員の数

別添 2

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	<u>4人以上</u> ただし、対象自動車の種類に車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち <u>整備士</u> （自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
1-3	整備士保有率	1/3 以上	自動車工の数に対する整備士数の割合

別添 2

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	<u>5人以上</u>	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち <u>整備士数</u>
1-3	整備士保有率	1/3 以上	自動車工の数に対する整備士数の割合

1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	a × 0.3 以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内
1-8	シャシ・ルブリケータ	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要
1-9	オイル・バケットポンプ	○	
1-10	ホイール・バランス	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要
1-11	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであっても可）。
1-12	ラジエータ・キャップ・テスト	○	
1-13	レギュレータ・テスト	○	
1-14	コンデンサ・テスト	○	自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要
1-15	コイル・テスト	○	同上
1-16	電子計測機器	△	オシロスコープ等
1-17	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。  
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  
4. 当該事業場に設置されたサーキット・テストがレギュレータ・テスト、コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これを保有しているものと見なす。

## 2. 要員関係の基準の解釈

### 2-5 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならぬ

1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	a × 0.3 以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内
1-8	シャシ・ルブリケータ	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要
1-9	オイル・バケットポンプ	○	
1-10	ホイール・バランス	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要
1-11	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであっても可）。
1-12	ラジエータ・キャップ・テスト	○	
1-13	レギュレータ・テスト	○	
1-14	コンデンサ・テスト	○	自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要
1-15	コイル・テスト	○	同上
1-16	電子計測機器	△	オシロスコープ等
1-17	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。  
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。  
4. 当該事業場に設置されたサーキット・テストがレギュレータ・テスト、コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これを保有しているものと見なす。

## 2. 要員関係の基準の解釈

### 2-5 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならぬ

い。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成7年運輸省告示第342号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

### 2-7 整備士

検定規則の規定による整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）をいう。また、整備士の数は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

### 3. 作業場等の基準の解釈

#### 3-1 屋内現車作業場

イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び黒煙測定器により行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

い。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成7年運輸省告示第342号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの整備 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

### 2-7 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

### 3. 作業場等の基準の解釈

#### 3-1 屋内現車作業場

イ 検査機器を用いて行う検査（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器により行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。